

(1) 課税状況

区分		税額	納税人員
		千円	人
税印押なつ(第9条関係)		※ 3,612	155
印紙税納付計器の使用によるもの(第10条関係)		※ 4,302,002	6,230
書式表示(第11条関係)		※ 6,550,215	12,317
預金通帳の一定時納付によるもの(第12条関係)		※ 5,956,455	56
計		※ 16,812,288	※ 18,758
充 当 税	額	60,528	—
差 引 計		16,751,761	—
加 算 税	過少申告 無申告 重	— 1,031 —	— — —
過還付金	税額	416,006 137,663	1,920 —
印紙税納付計器	設置者数 設置台数		人 1,659 台 2,029

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の現金納付による課税事績を示した。

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債権等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の押なつを受けることを税印押なつという。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税額					納税人員
	税印押なつ	印紙税納付計器の使用によるもの	書式表示	預金通帳の一定時納付によるもの	合計	
平成12年度	千円 3,006	千円 4,476,508	千円 5,393,514	千円 4,893,826	千円 14,766,856	人 19,655
13	6,342	4,327,791	5,429,490	4,794,574	14,558,189	19,012
14	3,257	4,289,402	5,411,167	4,789,866	14,493,692	19,200
15	5,439	4,526,919	6,295,713	5,972,573	16,800,641	18,876
16	3,612	4,302,002	6,550,215	5,956,455	16,812,288	18,758